

上土幌町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想案（新旧対照表）

改 正 案	現 行
目 次	目 次
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・ 1</p> <p>1 上土幌町農業の概況・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2 上土幌町農業の現状と課題・・・・・・・・・・ 1</p> <p><削除></p> <p><u>3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向</u>・・・・・・・・・・ <u>1</u></p> <p><u>4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</u>・・・・・・・・・・ 4</p> <p>第2 農業経営の規模、生産方式、<u>経営管理の方法</u>、<u>農業従事者の態様等</u>に関する営農の 類型ごとの効率的な農業経営の指標・・・・・・・・・・ <u>6</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>第3 農業経営の規模、生産方式、<u>経営管理の方法</u>、<u>農業従事者の態様等</u>に関する営農の類型ご との新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・ <u>17</u></p> <p><削除></p> <p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項・・・・・・・・・・ <u>18</u></p> <p><u>1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標</u>・・・・・・・・・・ <u>18</u></p> <p><u>2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項</u>・・・・・・・・・・ <u>18</u></p> <p>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・ <u>18</u></p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・・・ <u>18</u></p> <p><削除></p> <p><u>2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u>・・・・・・・・・・ <u>25</u></p> <p><u>3 農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施 の促進に関する事項</u>・・・・・・・・・・ <u>29</u></p> <p><u>4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に 関する事項</u>・・・・・・・・・・ <u>30</u></p> <p><u>5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項</u>・・・・・・・・・・ <u>30</u></p> <p><u>6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</u>・・・・・・・・・・ <u>31</u></p> <p><削除></p> <p>第<u>6</u> 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項・・・・・・・・・・ <u>32</u></p> <p>第<u>7</u> その他・・・・・・・・・・ <u>32</u></p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・ 1</p> <p>1 上土幌町農業の概況・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2 上土幌町農業の現状・・・・・・・・・・ 1</p> <p><u>3 上土幌町農業の課題と方策</u>・・・・・・・・・・ <u>1</u></p> <p><u>4 農業経営基盤の強化の促進に関する取組</u>・・・・・・・・・・ <u>2</u></p> <p><u>5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</u>・・・・・・・・・・ 4</p> <p>第2 農業経営の規模、生産方式、<u>経営管理方法</u>、<u>農業従事者の態様等</u>に関する営農の 類型ごとの効率的な農業経営の指標・・・・・・・・・・ <u>5</u></p> <p><u>1 個別経営体（畑作関係）</u>・・・・・・・・・・ <u>5</u></p> <p><u>2 個別経営体（畜産関係）</u>・・・・・・・・・・ <u>11</u></p> <p><u>3 組織経営体（畑作関係）</u>・・・・・・・・・・ <u>14</u></p> <p><u>4 組織経営体（畜産関係）</u>・・・・・・・・・・ <u>15</u></p> <p>第3 農業経営の規模、生産方式、<u>経営管理の方法</u>、<u>農業従事者の態様等</u>に関する営農の類型ご との新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・ 18</p> <p><u>1 個別経営体（畜産関係）</u>・・・・・・・・・・ <u>18</u></p> <p>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項・・・・・・・・・・ 19</p> <p>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・ 19</p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・・・ 19</p> <p><u>2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</u>・・・・・・・・・・ <u>23</u></p> <p><u>3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</u>・・・・・・・・・・ <u>23</u></p> <p><u>4 農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施 の促進に関する事項</u>・・・・・・・・・・ <u>26</u></p> <p><u>5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に 関する事項</u>・・・・・・・・・・ <u>26</u></p> <p><u>6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項</u>・・・・・・・・・・ <u>26</u></p> <p><u>7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</u>・・・・・・・・・・ <u>27</u></p> <p>第<u>6</u> 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項・・・・・・・・・・ <u>28</u></p> <p>第<u>7</u> 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項・・・・・・・・・・ <u>31</u></p> <p>第<u>8</u> その他・・・・・・・・・・ <u>31</u></p>

改正案	現行
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 上士幌町農業の概況 上士幌町は、十勝平野の北部山麓に位置し、大雪山系の麓より広がり平坦部に音更川が縦貫し十勝川に合流している。音更川を中心にして東西に農業地帯を形成し士幌町に至る火山灰土壌からなっている。東西 18.2km・南北 48.0km、総面積は 69,600ha を有し、大部分は国有林を主とした山林・原野で占められ、農用地面積は 11,170ha で畑作・酪農を基幹とした専門的農家が主体の土地利用型農業が展開されている。</p> <p>2 上士幌町農業の現状と課題 上士幌町の主要生産物は、てん菜・馬鈴薯・小麦・豆類・牛乳・肉牛であり近年ET技術を活用した和牛の生産及び野菜を取り入れた複合経営が行われている。農業の総生産額は、全体で 248.6 億円（令和2年度）となり、着実に向上している。そのうち牛乳や肉牛を主とした畜産生産額が 211.6 億円（85.1%）、てん菜・馬鈴薯・小麦・豆類を主とした畑作部門の生産額が 36.9 億円（14.9%）となっている。 農業経営を取り巻く情勢は、<u>少子高齢化・人口減少の本格化により、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進行し、労働力不足等、生産現場は厳しい状況に直面している。</u> <u>近年、全国各地で頻発する記録的な豪雨や高温等の気候変動、北海道胆振東部地震の際に発生したブラックアウトなど、農業における重大リスクへの対策強化が求められている。</u> <u>農畜産物の貿易を巡っては、CPTPP などの貿易協定の発効による経済のグローバル化が進み、農畜産物の市場価格が影響を受けることで、本町農業に与える影響が懸念されている。</u> <u>令和2年3月に決定された国の新たな「食料・農業・農村基本計画」では、産業政策と地域政策を引き続き車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることとされており、農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化、スマート農業の加速化を一層進めて行く必要がある。</u> <u>また、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」や令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」に基づき、農業の生産力向上と持続可能性を両立するための取り組みを着実に進めて行くことが重要となっている。</u></p> <p><削除></p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 上士幌町農業の概況 上士幌町は、十勝平野の北部山麓に位置し、大雪山系の麓より広がり平坦部に音更川が縦貫し十勝川に合流している。音更川を中心にして東西に農業地帯を形成し士幌町に至る火山灰土壌からなっている。東西 18.2km・南北 48.0km、総面積は 69,587ha を有し、大部分は国有林を主とした山林・原野で占められ、農用地面積は 11,468ha で畑作・酪農を基幹とした専門的農家が主体の土地利用型農業が展開されている。</p> <p>2 上士幌町農業の現状 上士幌町の主要生産物は、てん菜・馬鈴薯・小麦・豆類・牛乳・肉牛であり近年ET技術を活用した和牛の生産及び野菜を取り入れた複合経営を図っている。農業の総生産額は、全体で 211.6 億円（H27年）となり、着実に向上している。そのうち牛乳や肉牛を主とした畜産生産額が 171.8 億円（81.2%）、てん菜・馬鈴薯・小麦・豆類を主とした畑作部門の生産額が 39.8 億円（18.8%）となっている。 <u>農業経営を取り巻く環境は、経済のグローバル化や農産物貿易の自由化の進展により、安価な輸入農産物や農産加工品の流入による農産物価格の低迷や肥料・飼料などの生産資材価格が高止まりとなるなど、依然として厳しい状況に置かれている。</u> <u>また、WTO農業交渉の停滞により、特定の国や地域の間で関税撤廃等を行うEPAやFTAを締結する動きが活発化している中、平成28年2月に日米をはじめとした12か国によるTPP協定が署名に至り、本町農業に与える影響が懸念されている。</u></p> <p>3 上士幌町農業の課題と方策</p> <p>(1) 中核担い手の確保・新規就農者・後継者の育成確保 <u>上士幌町も農業を支える担い手の減少と高齢化が進んでおり、生産体制の弱体化や農村活力の低下が懸念される。TPP協定に対応した強い農業づくりを進め、協定発効後も再生産を可能にするとともに、将来にわたって、農業の営みを継続し、上士幌町を安定的に発展させるため、高生産技術の導入と優れた経営管理能力をもつ農業者を育成・確保していかなければならない。</u> <u>このためには、研修教育の機会を創設するとともに、農家子弟の農業への就労を促すばかりでなく、農業に意欲のある人材の就農を促進する必要もある。</u> <u>農業関係機関・団体で構成する上士幌町農業後継者対策推進協議会の事業活動の中で後継者の確保・育成を担っているところである。新規就農者対策は、地域農業者及び関係団体等の理解を得つつ、上士幌町農業再生協議会が中心となり新規就農を希望する者への情報提供や相談活動等を展開するとともに、受入れのための条件・環境整備等を推進し農村活性化に向け取り組む必要がある。</u></p> <p>(2) 試験研究と普及体制の充実 <u>上士幌町農業技術研究センターの機能を活用しジャガイモシストセンチュウの検診や簡易な病害虫等の検診など早期な対応を実施することにより農産物の安定生産、品質の向上に努めることが必要である。また、農協女性部をはじめとする一般町民及び他業種産業による地元農畜産物を活用した加工を実施していく中で、食育及び地産地消の推進や新たな特産品の開発、6次産業化につながるよう施設の積極的な利用が必要である。</u></p> <p>(3) 消費者ニーズと地域農業の結合 従来の農業生産においては、生産することに重点がおかれ商品を作るという認識は薄かったが、消費者の健康志向の高ま</p>

改正案

現行

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

上土幌町農業が持続的に発展していくため、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、上土幌町又はその近隣市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね410万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度

<削除>

(3) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた町や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集

りから食料の安全性が求められており、「北のクリーン農産物表示制度」等の活用や、消費者との交流等を通じて消費者ニーズに対応した農畜産物の生産を行う必要がある。

(4) 農業団体などの関係組織機能の強化

地域の農業経営の安定的発展を図るためには、地域農業経済の原動力である農業協同組合が、農業構造の変化に対応した組織化と機能の充実と効率的な組織運営を図る必要がある。

(5) 生産基盤の整備強化

上土幌町の基幹産業である農業を支えてきた農業基盤整備事業は、国営・道営・団体営等各種補助事業により、農地造成・暗渠排水・明渠排水・農道や圃場整備等を進めてきたが、今後とも、各種補助事業の導入により暗渠排水・明渠排水・心土破碎・除礫・農道や圃場整備等の基盤整備を推進していく必要がある。

(6) 地力の維持増進

農業の機械化が進むにつれて、有機物の施用不足や化学肥料の多用、大型農業機械の踏圧による耕盤層の形成など土壌の物理性が悪化し、作物の減収や品質低下を招いている。良質で安全な農作物の生産のほか、安定した収量の確保及び低コスト生産など経営の安定を図る上でも、地力の維持増進は不可欠である。このため、土地改良土層改良はもとより計画的な土壌改良資材や有機物の施用、土壌診断による適正な施肥管理対策が必要である。

(7) 優良農地の確保と農地の流動化の推進

上土幌町の農家は、平成27年末で164戸となっているが、後継者不足・高齢農家の増加傾向や将来農業への先行き不安などから、離農等による跡地の遊休化等が懸念される。

規模拡大にあたっては、作業・管理の効率化を図るため極力農地の散在を避けることが必要である。

このため、農業委員会及び農地中間管理機構と連携して、担い手への農地の利用集積を図る必要がある。

4 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

(1) 基本的な考え方

上土幌町農業が持続的に発展していくため、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、経営規模の拡大、農業経営の複合化や多角化等の6次産業化の取組を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保するとともに、これらの農業経営による農地の有効活用を促進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、次のとおり、上土幌町において既に実現している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

目標年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね390万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあつては主たる従事者)の就農5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定めるものをおおむね達成することを目標とする。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向け農業経営指標等を活用したフォローアップ、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進するなど、効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するとともに、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の導入・活用を

改正案	現行
<p>積・集約化や ICT 等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。</p> <p>イ 農業経営の法人化の推進 <u>農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。</u> <u>また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。</u> このため、法人経営体数を令和5年度までに5万法人とする国の目標や、令和12年度における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、上士幌町の令和12年度における農業法人数の目標数を32経営体（令和4年1月現在：27経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。</p> <p>ウ 集落営農の組織化・法人化の推進 農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。</p> <p>エ 新規就農者の育成・確保 <u>上士幌町農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。</u> <u>また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。</u> <u>就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。</u> <u>家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。</u></p> <p>オ 労働力不足への対応 <u>農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。</u> <u>また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的課題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。</u></p> <p>カ 女性農業者が活躍できる環境づくり <u>農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。</u></p> <p>(4) 農用地の利用集積と集約化 <u>「人・農地プラン」により描かれた地域の将来像の実現に向けて、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積と集約化を促進する。</u></p> <p>(5) 多様な農業経営の育成・確保</p>	<p>支援する。</p> <p>イ 農業経営の法人化の推進 <u>農業就業人口の減少や高齢化の進行、労働力不足に直面する中、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待される農業法人の育成を図るため、1戸1法人や複数戸法人など、地域の実情に応じた多様な法人化を推進することとし、各種研修会等を通じて法人化のメリットや手続き、経営管理等について関係者等への普及・啓発を行う。</u> <u>また、農業法人は、地域の農地や雇用等の受け皿機能が見込まれるほか、高収益作物の導入や関連事業への進出による収益性の向上、社会サービスの提供による地域コミュニティ維持の役割も期待されることから、地域に根ざした法人化を推進することとし、「人・農地プラン」や農地中間管理事業等を活用した適切な農地の利用調整活動を推進する。</u> このため、今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする国の目標や、平成37年度における農業法人数を約1.7倍の5,200経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、上士幌町の平成37年度における農業法人数の目標数を27経営体（平成28年1月現在：23経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。</p> <p>ウ 集落営農の組織化・法人化の推進 農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、<u>当面、今後の地域農業を担うこととなる個別経営や法人経営の育成・確保が難しい地域においては、農用地利用改善組合が中心となって、集落の現状と将来についての話し合い活動を重ね、担い手の明確化や農用地の利用集積の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化、及び将来的な集落営農の法人化を推進する。</u></p> <p>エ 新規就農者の育成・確保 <u>上士幌町の新規就農者は、近年では平成26年度から平成27年度にかけて1名となっている。今後も経営規模の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。</u> このため、国が掲げる新規就農者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた毎年770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、上士幌町においては毎年2人の当該青年等の確保を目標とする。 <u>上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。</u> <u>就農準備に向けては、指導農業士等による農家研修や農業大学校等における実践的研修教育により、技術の習得を図るとともに、農地や畜舎等の経営資源に関する情報の提供や各種補助事業を活用した取得の支援、また、農業法人等への雇用の推進などにより、就農希望者のニーズに応じた多様な就農を促進する。この場合において、新たに農業経営を営もうとする青年等が効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、青年等就農計画認定制度の活用を積極的に推進する。</u> <u>就農後は、農業改良普及センターや農業協同組合等地域の関係者が連携して、技術・経営指導等のフォローアップを行うことにより、新規就農者の確実な定着・確保に努める。</u></p> <p>オ 女性農業者が活躍できる環境づくり <u>女性が積極的に参画する経営体において優れた経営を行っている事例が見られるなど、女性農業者は重要な役割を占めていることから、女性が経営や地域活動に参画しやすい環境づくり、活躍の場づくりを推進する。</u></p> <p>(5) 農用地の利用集積と集約化 人・農地プランの作成と定期的な見直しを推進し、農用地の利用の集積・集約化に向けた合意形成を図る。その上で、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積と集約化を促進する。</p> <p>(6) 多様な農業経営の育成・確保</p>

改正案	現行
<p>高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化等など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。</p> <p>(6) 営農支援体制の整備 生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMR センター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。</p> <p>4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</p> <p>(1) 新規就農の現状 上士幌町の新規就農者は、近年では平成30年に2名、令和3年に1名となっている。今後も畑作及び酪農、畜産の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。</p> <p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標 (1)に掲げる状況を踏まえ、町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。</p> <p>ア 確保・育成すべき人数の目標 国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、上士幌町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で5増加させる。</p> <p>イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標 自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、上士幌町又はその近隣市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度）及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得410万円程度）を目標とする。ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者については、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得205万円程度を目標とする。</p> <p>(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた上士幌町の取組 上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。</p> <p>(4) 地域ごとに推進する取組 ア <略> イ 酪農・畜産を主体とする地区 酪農・畜産を主体とする地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合等と連携し、TMRセンターやバイオガスの活用、飼養管理技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。</p> <p>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的な農業経営の指標 第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、上士幌町又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、上士幌町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。</p>	<p>経営規模の拡大だけではなく、高収益作目の導入やクリーン・有機農業、農産加工や直接販売、ファームインといった農業経営の複合化、多角化等の農業の6次産業化など、自らの創意工夫を生かした、多様な取組を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図る。</p> <p>(7) 営農支援体制の整備 コントラクター、TMR センターなどの農作業受託組織や酪農ヘルパー組織、これらの営農支援組織の取組を効果的に調整する組織の育成・確保を推進するとともに、農作業受託組織等の安定的な運営に必要なオペレーター等の人材確保と技術・技能の向上に向けた取組を推進する。 また、豊富な経験や知識を有する高齢者による営農支援を促進するなど、効率的かつ安定的な農業経営を効果的に支える地域営農支援システムの整備を推進する。</p> <p>5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標</p> <p>(1) 新規就農の現状 上士幌町の新規就農者は、近年では平成26年度から平成27年度にかけて1名となっている。今後も畑作及び酪農、畜産の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。</p> <p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標 (1)に掲げる状況を踏まえ、上士幌町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。</p> <p>ア 確保・育成すべき人数の目標 国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間770人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、上士幌町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で4増加させる。</p> <p>イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標 上士幌町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（4に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得195万円程度）を目標とする。</p> <p>(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた上士幌町の取組 上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。</p> <p>(4) 地域ごとに推進する取組 ア <略> イ 酪農・畜産を主体とする地区 酪農・畜産を主体とする地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合等と連携し、TMRセンターの活用、飼養管理技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。</p> <p>第2 農業経営規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的な農業経営の指標 第1に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に上士幌町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、上士幌町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。</p>

改正案

現行

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
畑 作 専 業 1	〈作付面積等〉 ・小麦 10.0ha ・馬鈴薯 10.0ha ・てん菜 10.0ha ・大豆 4.0ha ・小豆 3.0ha ・菜豆 3.0ha ・デントコーン 3.0ha 経営面積計 43.0ha	〈機械施設装備〉 トラクター (70~110ps) 3台 スプレヤー 1台 ポテプランタ 1台 ポテハーベスタ 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスタ 1台 総合は種機 1台 ビーンハーベスタ 1台 ピクアップスレッジ 1台 カルチベータ 1台 グレンドリル 1台 Rプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 デュアスプレッタ 1台 トラック(4t) 1台 資材庫(45㎡) 1棟 車庫(330㎡) 1棟 育苗ハウス(270㎡) 1棟 〈その他〉 ・麦稈と堆肥交換による地力の維持増進 ・小麦跡地に緑肥作物の作付けの実施 ・計画的な輪作体系の確立 ・飼料作物の受託栽培による耕畜連携の推進	・経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・部門別、作目別原価の把握分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・家族労働の作業分担制 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1名 ・補助従事者 1名

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
畑 作 専 業 1	〈作付面積等〉 ・小麦 7.0ha ・馬鈴薯 8.0ha ・てん菜 8.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 3.0ha ・菜豆 3.0ha ・デントコーン 2.0ha 経営面積計 34.0ha	〈機械施設装備〉 トラクター (50~90ps) 3台 スプレヤー 1台 ポテプランタ 1台 ポテハーベスタ 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスタ 1台 総合は種機 1台 ビーンハーベスタ 1台 ピクアップスレッジ 1台 カルチベータ 1台 グレンドリル 1台 Rプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 デュアスプレッタ 1台 トラック(4t) 1台 資材庫(45㎡) 1棟 車庫(330㎡) 1棟 育苗ハウス(270㎡) 1棟 〈その他〉 ・麦稈と堆肥交換による地力の維持増進 ・小麦跡地に緑肥作物の作付けの実施 ・計画的な輪作体系の確立	・経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・部門別、作目別原価の把握分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・農作業の共同化による作業時間の短縮 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・家族労働の作業分担制 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1名 ・補助従事者 1名

改正案

現行

【個別経営体】				
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
畑 作 専 業 2	〈作付面積等〉 ・小麦 12.5ha ・馬鈴薯 12.5ha ・てん菜 12.5ha ・大豆 5.0ha ・小豆 4.0ha ・菜豆 3.5ha ・デントコーン 3.0ha 経営面積計 53.0ha	〈機械施設装備〉 トラクター(70~110ps) 3台 スプレー 1台 ポテプランタ 1台 ポテハーベスタ 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスタ 1台 総合は種機 1台 ビーンハーベスタ 1台 ピックアップスレッジ 1台 カルチベータ 1台 グレンドリル 1台 Rプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 マユアスプレッタ 1台 トラック(4t) 1台 資材庫(45㎡) 1棟 車庫(330㎡) 1棟 育苗ハウス(333㎡) 1棟 〈その他〉 ・麦稈と堆肥交換による地力の維持増進 ・小麦跡地に緑肥作物の作付けの実施 ・計画的な輪作体系の確立 ・飼料作物の受託栽培による耕畜連携の推進	・経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・部門別、作目別原価の把握分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・家族労働の作業分担制 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1名 ・補助従事者 2名

【個別経営体】				
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
畑 作 専 業 2	〈作付面積等〉 ・小麦 8.0ha ・馬鈴薯 10.0ha ・てん菜 10.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 3.0ha ・菜豆 3.0ha 経営面積計 37.0ha	〈機械施設装備〉 トラクター(50~90ps) 3台 スプレー 1台 ポテプランタ 1台 ポテハーベスタ 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスタ 1台 総合は種機 1台 ビーンハーベスタ 1台 ピックアップスレッジ 1台 カルチベータ 1台 グレンドリル 1台 Rプラウ 1台 ロータリーハロー 1台 マユアスプレッタ 1台 トラック(4t) 1台 資材庫(45㎡) 1棟 車庫(330㎡) 1棟 育苗ハウス(333㎡) 1棟 〈その他〉 ・麦稈と堆肥交換による地力の維持増進 ・小麦跡地に緑肥作物の作付けの実施 ・計画的な輪作体系の確立	・経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・部門別、作目別原価の把握分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・家族労働の作業分担制 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1名 ・補助従事者 2名

改正案

現行

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
畑 作 専 業 3	〈作付面積等〉 ・小麦 15.0ha ・馬鈴薯 15.0ha ・てん菜 15.0ha ・大豆 5.0ha ・小豆 5.0ha ・菜豆 5.0ha ・デントコーン 3.0ha 経営面積計 63.0ha	〈機械施設装備〉 トラクター (100~135ps) 3台 スプレー 1台 ポテプランタ 1台 ポテハーベスタ 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスタ 1台 総合は種機 1台 ビーンハーベスタ 1台 ビックアップスレッジ 1台 カルチベータ 1台 グレンドリル 1台 Rプラカ 1台 ロータリーロー 1台 マニユアスプレッタ 1台 トラック(4t) 1台 資材庫(198 m ²) 1棟 車庫(396 m ²) 1棟 育苗ハウス(333 m ²) 1棟 〈その他〉 ・麦稈と堆肥交換による地力の維持増進 ・小麦跡地に緑肥作物の作付けの実施 ・計画的な輪作体系の確立 ・飼料作物の受託栽培による耕畜連携の推進	・経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・部門別、作目別原価の把握分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・家族労働の作業分担制 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1名 ・補助従事者 2名

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
畑 作 専 業 3	〈作付面積等〉 ・小麦 10.0ha ・馬鈴薯 10.0ha ・てん菜 10.0ha ・大豆 5.0ha ・小豆 5.0ha ・菜豆 5.0ha 経営面積計 45.0ha	〈機械施設装備〉 トラクター (75~110ps) 3台 スプレー 1台 ポテプランタ 1台 ポテハーベスタ 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスタ 1台 総合は種機 1台 ビーンハーベスタ 1台 ビックアップスレッジ 1台 カルチベータ 1台 グレンドリル 1台 Rプラカ 1台 ロータリーロー 1台 マニユアスプレッタ 1台 トラック(4t) 1台 資材庫(198 m ²) 1棟 車庫(396 m ²) 1棟 育苗ハウス(333 m ²) 1棟 〈その他〉 ・麦稈と堆肥交換による地力の維持増進 ・小麦跡地に緑肥作物の作付けの実施 ・計画的な輪作体系の確立	・経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・部門別、作目別原価の把握分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・家族労働の作業分担制 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1名 ・補助従事者 2名

改正案

現行

<削除>

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
畑 作 専 業 4	<u>〈作付面積等〉</u> ・小麦 14.0ha ・馬鈴薯 14.0ha ・てん菜 3.0ha ・大豆 7.0ha ・小豆 5.0ha ・菜豆 5.0ha ・スイートコーン 2.0ha ・サイレージ用とうもろこし 7.0ha 経営面積計 67.0ha	<u>〈機械施設設備〉</u> トラクター (75~110ps) 6台 スプレー 1台 ポテプランタ 1台 ポテハーベスタ 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスタ 1台 総合は種機 1台 ビートハーベスタ 1台 ビックアップスレッシャ 1台 カルチベータ 2台 グレンドリル 1台 Rプラカ 1台 ロータリーハロー 1台 マニュアルレクタ 1台 トラック(4t) 1台 資材庫(198 m ²) 1棟 車庫(396 m ²) 1棟 育苗ハウス(333 m ²) 1棟 <u>〈その他〉</u> ・麦稈と堆肥交換による地力の維持増進 ・小麦跡地に緑肥作物の作付けの実施 ・計画的な輪作体系の確立	・経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・部門別、作目別原価の把握分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・家族労働の作業分担制 <u>〈家族労働力〉</u> ・主たる従事者 1名 ・補助従事者 2名

改正案

現行

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
畑 作 + 野 菜 複 合	〈作付面積等〉 ・小麦 10.0ha ・馬鈴薯 10.0ha ・てん菜 10.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 3.0ha ・菜豆 3.0ha ・長いも 2.0ha ・デントコーン 3.0ha 経営面積計 44.0ha	〈機械施設装備〉 トラクター (100~135ps) 3台 スプレー 1台 ポテプランタ 1台 ポテハーベスタ 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスタ 1台 総合は種機 1台 ビーンハーベスタ 1台 ビクアップスリッパ 1台 カルチベータ 1台 グレンドリル 1台 Rプラカ 1台 ロータリーロー 1台 マニュアルレクタ 1台 トラック(4t) 1台 資材庫(198 m ²) 1棟 車庫(396 m ²) 1棟 育苗ハウス(333 m ²) 1棟 〈その他〉 ・麦稈と堆肥交換による地力の維持増進 ・小麦跡地に緑肥作物の作付けの実施 ・野菜の高品質の維持と安定生産によるブランドの確立 ・計画的な輪作体系の確立 ・飼料作物の受託栽培による耕畜連携の推進	・経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・部門別、作目別原価の把握分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・市場情報、動向分析に対応した計画的出荷・販売	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・家族労働の作業分担制 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1名 ・補助従事者 2名

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
畑 作 + 野 菜 複 合	〈作付面積等〉 ・小麦 10.0ha ・馬鈴薯 10.0ha ・てん菜 10.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 3.0ha ・菜豆 3.0ha ・キャベツ 2.0ha 経営面積計 41.0ha	〈機械施設装備〉 トラクター (75~110ps) 3台 スプレー 1台 ポテプランタ 1台 ポテハーベスタ 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスタ 1台 総合は種機 1台 ビーンハーベスタ 1台 ビクアップスリッパ 1台 カルチベータ 1台 グレンドリル 1台 Rプラカ 1台 ロータリーロー 1台 マニュアルレクタ 1台 トラック(4t) 1台 資材庫(198 m ²) 1棟 車庫(396 m ²) 1棟 育苗ハウス(333 m ²) 1棟 〈その他〉 ・麦稈と堆肥交換による地力の維持増進 ・小麦跡地に緑肥作物の作付けの実施 ・野菜の高品質の維持と安定生産によるブランドの確立 ・計画的な輪作体系の確立	・経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・部門別、作目別原価の把握分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・市場情報、動向分析に対応した計画的出荷・販売	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・家族労働の作業分担制 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1名 ・補助従事者 2名

改正案

現行

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
畑 作 + 肉 牛 複 合	〈作付面積等〉 ・小麦 10.0ha ・馬鈴薯 10.0ha ・てん菜 10.0ha ・大豆 2.0ha ・小豆 4.0ha ・菜豆 4.0ha ・牧草 15.0ha 経営面積計 55.0ha	〈機械施設設備〉 トラクター (100~135ps) 3台 スプレヤ 1台 ポテプランタ 1台 ポテハーベスタ 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスタ 1台 総合は種機 1台 ビーンハーベスタ 1台 ビクアップスレッジ 1台 カルチベータ 1台 グレンドリル 1台 Rブラウ 1台 ロータリーハロー 1台 マニュアルレクタ 1台 トラック(4t) 1台 モアコンテイショナ 1台 テッタ 1台 レーキ 1台 ロールバレー 1台 タイヤショベル 1台 資材庫(198 m ²) 1棟 車庫(396 m ²) 1棟 育苗ハウス(333 m ²) 1棟 牛舎(450 m ²) 1棟 育成舎(152 m ²) 1棟 堆肥舎(549 m ²) 1棟 〈その他〉 ・堆肥の圃場還元による地力の維持増進 ・小麦跡地に緑肥作物の作付けの実施 ・計画的な輪作体系の確立 ・ET事業産子の導入	・経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・部門別、作目別原価の把握分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・市場情報、動向分析に対応した計画的出荷・販売	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・家族労働の作業分担制 (労働力) ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
畑 作 + 肉 牛 複 合	〈作付面積等〉 ・小麦 11.0ha ・馬鈴薯 11.0ha ・てん菜 9.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 3.0ha ・菜豆 3.0ha ・牧草 16.5ha 経営面積計 56.5ha	〈機械施設設備〉 トラクター (75~110ps) 3台 スプレヤ 1台 ポテプランタ 1台 ポテハーベスタ 1台 ビート移植機 1台 ビートハーベスタ 1台 総合は種機 1台 ビーンハーベスタ 1台 ビクアップスレッジ 1台 カルチベータ 1台 グレンドリル 1台 Rブラウ 1台 ロータリーハロー 1台 マニュアルレクタ 1台 トラック(4t) 1台 モアコンテイショナ 1台 テッタ 1台 レーキ 1台 ロールバレー 1台 タイヤショベル 1台 資材庫(198 m ²) 1棟 車庫(396 m ²) 1棟 育苗ハウス(333 m ²) 1棟 牛舎(450 m ²) 1棟 育成舎(152 m ²) 1棟 堆肥舎(549 m ²) 1棟 〈その他〉 ・堆肥の圃場還元による地力の維持増進 ・小麦跡地に緑肥作物の作付けの実施 ・計画的な輪作体系の確立 ・ET事業産子の導入	・経営計画、労務、財務、圃場管理 ・青色申告の実施 ・部門別、作目別原価の把握分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・市場情報、動向分析に対応した計画的出荷・販売	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・家族労働の作業分担制 (労働力) ・家族 2人 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人

改正案

現行

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
酪農専業1	〈作付面積等〉 ・牧草 39.5ha ・デントコーン 10.2ha 経営面積計 49.7ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 80頭 ・育成牛 56頭 常時飼養頭数 136頭	〈機械施設設備〉 トラクター 3台 トラック(4t) 1台 テグダ 1台 レキ 1台 ヘビィータ 1台 タイショベル 1台 成牛舎(800㎡) 1棟 育成舎(362㎡) 1棟 カフハチ 9個 堆肥舎(458㎡) 1式 尿溜(615㎡) 1式 飼料庫(320㎡) 1棟 バンカーサイロ(840㎡) 1基 機械庫(198㎡) 1棟 〈その他〉 ・堆肥の圃場還元による地力の維持増進 ・計画的な草地更新 ・近隣畑作農家からの麦稈購入又は一部堆肥との交換 ・コントラクターによる粗飼料収穫・堆肥散布等飼料作部門の外部化 ・公共牧野を利用した育成牛管理 ・スチジョン方式による飼養管理	・経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保 ・家族労働の作業分担制 〈労働力〉 ・家族 2人 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ※ヘルパー含む

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
酪農専業1	〈作付面積等〉 ・牧草 24.0ha ・サイレージ用とうもろこし 15.0ha 経営面積計 39.0ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 80頭 ・育成牛 49頭 常時飼養頭数 129頭	〈機械施設設備〉 トラクター 3台 トラック(4t) 1台 テグダ 1台 レキ 1台 ヘビィータ 1台 タイショベル 1台 成牛舎(800㎡) 1棟 育成舎(362㎡) 1棟 カフハチ 9個 堆肥舎(458㎡) 1式 尿溜(615㎡) 1式 飼料庫(320㎡) 1棟 バンカーサイロ(840㎡) 1基 機械庫(198㎡) 1棟 〈その他〉 ・堆肥の圃場還元による地力の維持増進 ・計画的な草地更新 ・近隣畑作農家からの麦稈購入又は一部堆肥との交換 ・コントラクターによる粗飼料収穫・堆肥散布等飼料作部門の外部化 ・公共牧野を利用した育成牛管理 ・スチジョン方式による飼養管理	・経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保 ・家族労働の作業分担制 〈労働力〉 ・家族 2人 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ※ヘルパー含む

改正案

現行

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
酪農専業2	〈作付面積等〉 ・牧草 84.4ha ・デントコーン 17.4ha 経営面積計 101.8ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 120頭 ・育成牛 84頭 常時飼養頭数 204頭	〈機械施設設備〉 トラクター 3台 トラック(4t) 1台 タイショベル 2台 ミキングワゴン 1台 成牛舎(1320㎡)1棟 搾乳舎(230㎡)1棟 ミルキングパーラー 1基 カーフッチ 14個 堆肥舎(625㎡)1棟 飼料庫(350㎡)1棟 機械庫(198㎡)1棟 〈その他〉 ・堆肥の圃場還元による地力の維持増進 ・計画的な草地更新 ・フリーストール方式による飼養 ・ミルキングパーラーによる搾乳 ・育成牛預託の外部化 ・TMRセンターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部化	・経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保 ・家族労働の作業分担制 ・フリーストール、ミルキングパーラー方式によるゆとりある家族経営の実現 〈労働力〉 ・家族 2人 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ※ヘルパー含む

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
酪農専業2	〈作付面積等〉 ・牧草 27.0ha ・サイレージ用とうもろこし 23.0ha 経営面積計 50.0ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 120頭 ・育成牛 73頭 常時飼養頭数 193頭	〈機械施設設備〉 トラクター 3台 トラック(4t) 1台 タイショベル 2台 ミキングワゴン 1台 成牛舎(1320㎡)1棟 搾乳舎(230㎡)1棟 カーフッチ 13個 堆肥舎(625㎡)1棟 飼料庫(350㎡)1棟 機械庫(198㎡)1棟 〈その他〉 ・堆肥の圃場還元による地力の維持増進 ・計画的な草地更新 ・フリーストール方式による飼養 ・ミルキングパーラーによる搾乳 ・育成牛預託の外部化 ・TMRセンターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部化	・経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・作業記録の整備	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・酪農ヘルパー制度活用による休日等の確保 ・家族労働の作業分担制 ・フリーストール、ミルキングパーラー方式によるゆとりある家族経営の実現 〈労働力〉 ・家族 2人 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ※ヘルパー含む

改正案

現行

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
肉牛（繁殖雌）	〈作付面積等〉 ・牧草 21.0ha 経営面積計 21.0ha	〈機械施設装備〉 トラクター 1台 モコンデインヨナ 1台 テグダ 1台 レキ 1台 ロールバレー 1台 ブロードキャスター 1台 タイショベル 1台 トラック 1台 牛舎 (553 m ²) 1棟 育成舎(152 m ²) 1棟 堆肥舎(230 m ²) 1棟 乾草舎 1棟 〈その他〉 ・堆肥の圃場還元による地力の維持増進 ・麦稈等耕作農家の残さと堆肥の交換 ・機械銀行、コントラクターの活用 ・ET事業産子の導入	・経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・飼料費の経常的把握と飼料設計 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・市場情報、動向分析に対応した計画的出荷、販売	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・家族労働の作業分担制 〈労働力〉 ・家族 2人 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
	〈飼養頭数〉 肉用牛 ・繁殖牛 50頭 ・育成牛 42頭 常時飼養頭数 92頭			

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
肉牛（繁殖雌）	〈作付面積等〉 ・牧草 21.0ha 経営面積計 21.0ha	〈機械施設装備〉 トラクター 1台 モコンデインヨナ 1台 テグダ 1台 レキ 1台 ロールバレー 1台 ブロードキャスター 1台 タイショベル 1台 トラック 1台 牛舎 (553 m ²) 1棟 育成舎(152 m ²) 1棟 堆肥舎(230 m ²) 1棟 乾草舎 1棟 〈その他〉 ・堆肥の圃場還元による地力の維持増進 ・麦稈等耕作農家の残さと堆肥の交換 ・機械銀行、コントラクターの活用 ・ET事業産子の導入	・経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・飼料費の経常的把握と飼料設計 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 ・市場情報、動向分析に対応した計画的出荷、販売	・家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・家族労働の作業分担制 〈労働力〉 ・家族 2人 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人
	〈飼養頭数〉 肉用牛 ・繁殖牛 50頭 ・育成牛 42頭 常時飼養頭数 92頭			

改正案

現行

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
畑 作 専 業 1	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小麦 <u>20.0ha</u> ・馬鈴薯 <u>20.0ha</u> ・てん菜 <u>20.0ha</u> ・大豆 <u>10.0ha</u> ・小豆 <u>5.0ha</u> ・菜豆 <u>3.0ha</u> ・長芋 <u>2.0ha</u> <p>経営面積 <u>80.0ha</u></p>	<p>〈機械施設装備〉</p> <p>トラクター(100～135ps) 10台</p> <p>スプレヤー 3台</p> <p>ボテプランター 2台</p> <p>ボテハーベスター 2台</p> <p>ビート移植機 2台</p> <p>ビートハーベスター 2台</p> <p>総合播種機 2台</p> <p>ビーンハーベスター 2台</p> <p>ビッグアップスレッシャー 2台</p> <p>カルチベーター 2台</p> <p>グレイドリル 2台</p> <p>リバーシブルプラウ 3台</p> <p>ロータリーロー 3台</p> <p>ミュアスプレッター 1台</p> <p>サブソイラー 2台</p> <p>トラック4t 4台</p> <p>タイヤショベル 2台</p> <p>フォークリフト 3台</p> <p>資材庫(198㎡) 3棟</p> <p>車庫(396㎡) 2棟</p> <p>育苗ハウス(333㎡) 3棟</p> <p>事務所(20坪) 1棟</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦稈と堆肥交換による地力の維持増進 ・小麦後作に緑肥作物作付の実施 ・野菜の高品質の維持と安定生産によるブランド化 ・計画的な輪作体系の確立 ・飼料作物の受託栽培による耕畜連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実 ・部門別・作物別原価の把握分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入 ・定期的な休日確保できる労務体制の確立 ・婦人の農業労働負担の軽減 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・冬期間の労働については、 ①機械の点検・整備 ②経営実績の精査・分析 ③生産体系の検討及び営農計画の策定等を行い健全な経営をめざす。 <p>(労働力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 <u>2名</u> ・常時雇用 <u>1名</u>

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
畑 作 専 業 1	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小麦 <u>25.0ha</u> ・馬鈴薯 <u>30.0ha</u> ・てん菜 <u>29.0ha</u> ・大豆 <u>10.0ha</u> ・小豆 <u>11.0ha</u> ・菜豆 <u>5.0ha</u> ・スイートコーン <u>8.0ha</u> ・葉草 <u>1.0ha</u> ・長芋 <u>1.0ha</u> <p>経営面積 <u>120.0ha</u></p>	<p>〈機械施設装備〉</p> <p>トラクター(50～120ps) 10台</p> <p>スプレヤー 3台</p> <p>ボテプランター 2台</p> <p>ボテハーベスター 2台</p> <p>ビート移植機 2台</p> <p>ビートハーベスター 2台</p> <p>総合播種機 2台</p> <p>ビーンハーベスター 2台</p> <p>ビッグアップスレッシャー 2台</p> <p>カルチベーター 2台</p> <p>グレイドリル 2台</p> <p>リバーシブルプラウ 3台</p> <p>ロータリーロー 3台</p> <p>ミュアスプレッター 1台</p> <p>サブソイラー 2台</p> <p>トラック4t 4台</p> <p>タイヤショベル 2台</p> <p>フォークリフト 3台</p> <p>資材庫(198㎡) 3棟</p> <p>車庫(396㎡) 2棟</p> <p>育苗ハウス(333㎡) 3棟</p> <p>事務所(20坪) 1棟</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦稈と堆肥交換による地力の維持増進 ・小麦後作に緑肥作物作付の実施 ・野菜の高品質の維持と安定生産によるブランド化 ・計画的な輪作体系の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営計画、労務、財務、圃場管理 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実 ・部門別・作物別原価の把握分析 ・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備水準の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入 ・定期的な休日確保できる労務体制の確立 ・婦人の農業労働負担の軽減 ・作業機械の効率的利用による作業時間の短縮 ・冬期間の労働については、 ①機械の点検・整備 ②経営実績の精査・分析 ③生産体系の検討及び営農計画の策定等を行い健全な経営をめざす。 <p>(労働力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる従事者 <u>3名</u> ・常時雇用 <u>1名</u>

改正案

現行

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
酪農 専業 1	〈作付面積等〉 ・牧草 213.7ha ・デントコーン 58.0ha 経営面積計 271.7ha	〈機械施設設備〉 トラクター 3台 トラック(4t) 1台 タイショベル 2台 ミシキングワゴン 2台 スキットローダ 2台 成牛舎(3875㎡) 1棟 搾乳舎(976㎡) 1棟 ミルキングパーラー(ローラー 40P:976㎡) 1基 乾乳舎(943㎡) 1棟 分娩舎(902㎡) 1棟 哺育舎(275㎡) 1棟 育成舎(1789㎡) 1棟 カーフパッチ 44個 スリープ(5693㎡)1基 曝気槽(819㎡) 1基 飼料庫(350㎡) 1棟 機械庫(198㎡) 1棟 自動哺乳システム 2台 〈その他〉 ・堆肥の圃場還元による 地力の維持増進 ・計画的な草地更新 ・リーストル方式による飼 養 ・ミルキングパーラーによる搾 乳 ・公共牧野を利用した育 成牛管理 ・TMRセンターによる粗飼料 収穫と堆肥散布の外部化	・経営計画、労務、財 務、生産管理 ・飼養部門と飼料生産部 門の損益と原価の把握、 分析 ・乳牛検定データの活用 ・労務管理(人事、教 育、福利厚生等)の充実 ・市場情報、動向の収 集、分析による消費動向 への対応した計画的 出荷、販売	・給料制の導入 ・社会保険の加入 ・定期的な休日確保で きる労務体制の確立 ・夏期連続休暇の実施 ・婦人の農業労働からの 解放 〈労働力〉 ・構成員家族 3人 ・雇用 7人
	〈飼養頭数〉 ・経産牛 400頭 ・育成牛 271頭 常時飼養頭数 671頭 構成員戸数 1戸			

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
酪農 専業 1	〈作付面積等〉 ・牧草 91.0ha ・サイレージ用とうもろこし 77.0ha 経営面積計 168.0ha	〈機械施設設備〉 トラクター 3台 トラック(4t) 1台 タイショベル 2台 ミシキングワゴン 1台 成牛舎(3844㎡) 1棟 搾乳舎(976㎡) 1棟 乾乳舎(943㎡) 1棟 分娩舎(902㎡) 1棟 哺育舎(275㎡) 1棟 育成舎(1789㎡) 1棟 カーフパッチ 10個 スリープ(5693㎡)1基 曝気槽(819㎡) 1基 飼料庫(350㎡) 1棟 機械庫(198㎡) 1棟 〈その他〉 ・堆肥の圃場還元による 地力の維持増進 ・計画的な草地更新 ・リーストル方式による飼 養 ・ミルキングパーラーによる搾 乳 ・公共牧野を利用した育 成牛管理 ・TMRセンターによる粗飼料 収穫と堆肥散布の外部化	・経営計画、労務、財 務、生産管理 ・飼養部門と飼料生産部 門の損益と原価の把握、 分析 ・乳牛検定データの活用 ・労務管理(人事、教 育、福利厚生等)の充実 ・市場情報、動向の収 集、分析による消費動向 への対応した計画的 出荷、販売	・給料制の導入 ・社会保険の加入 ・定期的な休日確保で きる労務体制の確立 ・夏期連続休暇の実施 ・婦人の農業労働からの 解放 〈労働力〉 ・構成員家族 3人 ・雇用 7人
	〈飼養頭数〉 ・経産牛 400頭 ・育成牛 240頭 常時飼養頭数 640頭 構成員戸数 1戸			

改正案

現行

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
酪農専業2	〈作付面積等〉 ・牧草 673.6ha ・デントコーン 152.2ha 経営面積計 825.8ha	〈機械施設設備〉 トラクター 4台 トラック(4t) 1台 タイショベル 3台 ミサファイガー 2台 成牛舎(2440㎡) 4棟 搾乳舎(1444㎡) 1棟 搾乳ポット 4機 ホビー牛舎(3406㎡) 1棟 哺育舎(413㎡) 1棟 カーフパチ 60個 自動哺乳システム 2台 育成舎(2000㎡) 1棟 育成舎(2466㎡) 1棟 分娩舎(1092㎡) 1棟 スリータンク(4069㎡) 4基 飼料庫(350㎡) 1棟 機械庫(660㎡) 1棟 排水処理施設 1棟 エサよせポット 2機 〈その他〉 ・堆肥の圃場還元による地力の維持増進 ・計画的な草地更新 ・リーストル方式による飼養 ・搾乳ポットによる搾乳作業の省力化 ・公共牧野を利用した育成牛管理 ・TMRセンターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部化	・経営計画、労務、財務、生産管理 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・乳牛検定データの活用 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実 ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に的確に対応した計画的出荷、販売	・給料制の導入 ・社会保険の加入 ・定期的な休日確保できる労務体制の確立 ・夏期連続休暇の実施 ・婦人の農業労働からの解放 〈労働力〉 ・主たる従事者 5人 ・常時雇用 20人
	〈飼養頭数〉 ・経産牛 1000頭 ・育成牛 777頭 常時飼養頭数 1777頭 構成員戸数 5戸	トラクター 4台 トラック(4t) 1台 タイショベル 3台 ミサファイガー 2台 成牛舎(2440㎡) 4棟 搾乳舎(1444㎡) 1棟 ホビー牛舎(3406㎡) 1棟 哺育舎(413㎡) 1棟 カーフパチ 20個 育成舎(2000㎡) 1棟 育成舎(2466㎡) 1棟 スリータンク(4069㎡) 4基 飼料庫(350㎡) 1棟 機械庫(660㎡) 1棟 排水処理施設 1棟 〈その他〉 ・堆肥の圃場還元による地力の維持増進 ・計画的な草地更新 ・リーストル方式による飼養 ・ミルクパーラーによる搾乳 ・公共牧野を利用した育成牛管理 ・TMRセンターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部化	・経営計画、労務、財務、生産管理 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・乳牛検定データの活用 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実 ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に的確に対応した計画的出荷、販売	・給料制の導入 ・社会保険の加入 ・定期的な休日確保できる労務体制の確立 ・夏期連続休暇の実施 ・婦人の農業労働からの解放 〈労働力〉 ・主たる従事者 5人 ・常時雇用 20人

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
酪農専業2	〈作付面積等〉 ・牧草 227.0ha ・サイレージ用とうもろこし 191.0ha 経営面積計 418.0ha	〈機械施設設備〉 トラクター 4台 トラック(4t) 1台 タイショベル 3台 ミサファイガー 2台 成牛舎(2440㎡) 4棟 搾乳舎(1444㎡) 1棟 ホビー牛舎(3406㎡) 1棟 哺育舎(413㎡) 1棟 カーフパチ 20個 育成舎(2000㎡) 1棟 育成舎(2466㎡) 1棟 スリータンク(4069㎡) 4基 飼料庫(350㎡) 1棟 機械庫(660㎡) 1棟 排水処理施設 1棟 〈その他〉 ・堆肥の圃場還元による地力の維持増進 ・計画的な草地更新 ・リーストル方式による飼養 ・ミルクパーラーによる搾乳 ・公共牧野を利用した育成牛管理 ・TMRセンターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部化	・経営計画、労務、財務、生産管理 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・乳牛検定データの活用 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実 ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に的確に対応した計画的出荷、販売	・給料制の導入 ・社会保険の加入 ・定期的な休日確保できる労務体制の確立 ・夏期連続休暇の実施 ・婦人の農業労働からの解放 〈労働力〉 ・主たる従事者 5人 ・常時雇用 20人
	〈飼養頭数〉 ・経産牛 1000頭 ・育成牛 599頭 常時飼養頭数 1,599頭 構成員戸数 5戸	トラクター 4台 トラック(4t) 1台 タイショベル 3台 ミサファイガー 2台 成牛舎(2440㎡) 4棟 搾乳舎(1444㎡) 1棟 ホビー牛舎(3406㎡) 1棟 哺育舎(413㎡) 1棟 カーフパチ 20個 育成舎(2000㎡) 1棟 育成舎(2466㎡) 1棟 スリータンク(4069㎡) 4基 飼料庫(350㎡) 1棟 機械庫(660㎡) 1棟 排水処理施設 1棟 〈その他〉 ・堆肥の圃場還元による地力の維持増進 ・計画的な草地更新 ・リーストル方式による飼養 ・ミルクパーラーによる搾乳 ・公共牧野を利用した育成牛管理 ・TMRセンターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部化	・経営計画、労務、財務、生産管理 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析 ・乳牛検定データの活用 ・労務管理(人事、教育、福利厚生等)の充実 ・市場情報、動向の収集、分析による消費動向に的確に対応した計画的出荷、販売	・給料制の導入 ・社会保険の加入 ・定期的な休日確保できる労務体制の確立 ・夏期連続休暇の実施 ・婦人の農業労働からの解放 〈労働力〉 ・主たる従事者 5人 ・常時雇用 20人

改正案

現行

<削除>

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
肉用牛専業(肉牛一貫)	<u>〈作付面積等〉</u> ・サレージ用とうもろこし 13.7ha 経営面積計 13.7ha	<u>〈機械施設設備〉</u> トラクター 7台 タイショベル 8台 育成舎(2,110㎡)7棟 肥育舎(2,113㎡) 10棟 分娩舎(1,850㎡)3棟 堆肥舎(2,950㎡)8棟 バンカーサイロ(1,200㎡) 2基	・パソコンによる経営計 画、労務財務、圃場管理 ・各種診断ツールを活用 した経営改善 ・資金繰り表等による資 金管理 ・飼養部門と飼料生産部 門の損益・原価把握・分 析 ・青色申告の実施 ・副産物を利用した飼料 費の削減 ・コーンサイレージを活 用した飼料給与	<u>〈労働力〉</u> ・主たる従事者5人 ・常時雇用 25人 ・アルバイト 20人
	<u>〈飼養頭数〉</u> 肉用牛 ・育成牛 1,882頭 ・肥育牛 3,000頭 常時飼養頭数 4,822頭	<u>〈その他〉</u> ・堆肥の圃場還元による 地力の維持増進 ・コントラクターによる 粗飼料収穫と堆肥散布の 外部化		

改正案

現行

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
 第1に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。ただし、農外からの参入者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者については、指標を例示すると次のとおりである。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
 第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に上土幌町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、上土幌町における農外からの新規参入者の主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
酪農専業1	〈作付面積等〉 ・飼料畑 3.0ha 経営面積計 3.0ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 50頭 ・育成牛 31頭 常時飼養頭数81頭	<機械施設設備> タイショベル 1台 成牛舎 (500㎡) 1棟 育成舎 (230㎡) 1棟 カーフッチ 6個 堆肥舎 (300㎡) 1棟 尿溜め (271㎡) 1基 <その他> ・TMRセンターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部化 ・育成牛の公共牧場への預託 ・従来のスタンション、パイプライン牛舎の使用	・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・家族経営協定締結に基づく給料制の導入 ・酪農ヘルパー制度活用による休日制の導入 ・家族労働の作業分担制	〈労働力〉 ・家族 2人 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ※ヘルパー含む

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
酪農専業1	〈作付面積等〉 ・飼料畑 3.0ha 経営面積計 3.0ha 〈飼養頭数〉 ・経産牛 50頭 ・育成牛 31頭 常時飼養頭数81頭	<機械施設設備> タイショベル 1台 成牛舎 (500㎡) 1棟 育成舎 (230㎡) 1棟 カーフッチ 6個 堆肥舎 (300㎡) 1棟 <その他> ・TMRセンターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部化 ・育成牛の公共牧場への預託 ・従来のスタンション、パイプライン牛舎の使用	・複式簿記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・家族経営協定締結に基づく給料制の導入 ・酪農ヘルパー制度活用による休日制の導入 ・家族労働の作業分担制	〈労働力〉 ・家族 2人 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 2人 ※ヘルパー含む

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用(農作業受託面積を含む。)の集積に関する目標を、次のとおりとする。

第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
上土幌町農用地面積の95%程度

効率的かつ安定的な農業経営が本町における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
おおむね95.0%	

改正案	現行
<p>2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項 農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本とし、「<u>人・農地プラン</u>」に描かれた地域の将来像の実現に向けて利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。 また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、<u>雇用労働力の確保やスマート農業の導入による作業効率の向上、労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備や換地又は交換分合などの農地流動化施策の活用により、農用地の利用集積・集約化を推進する。</u></p> <p>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 上士幌町は、北海道が策定した「<u>農業経営基盤強化促進基本方針</u>」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に<u>則し</u>つつ、上士幌町農業の地域特性を十分踏まえて、次に掲げる事業を行う。</p> <p>① 利用権設定等促進事業 <削除> ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業 ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業 ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業 ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業</p> <p><削除></p> <p>以下各個別事業ごとに述べる。</p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項 (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。 ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えることとなること。 （ア）～（オ） <略> イ、ウ <略> ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用および収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（<u>農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件</u>）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。 ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が<u>当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農地中間管理機構が農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合には、①の限りではない。</u></p>	<p>2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項 農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、<u>利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。</u> また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進するとともに、<u>農業機械の作業効率、及び労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備、及びそれに伴う換地または交換分合などの農地流動化施策も活用し、農用地の集約化を推進する。</u></p> <p>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 上士幌町は、北海道が策定した「<u>農業経営基盤強化促進基本方針</u>」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に<u>即し</u>つつ、上士幌町農業の地域特性を十分踏まえて、次に掲げる事業を行う。</p> <p>① 利用権設定等促進事業 ② <u>農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業</u> ③ <u>農用地利用改善事業の実施を促進する事業</u> ④ <u>委託を受けて行う農作業実施を促進する事業</u> ⑤ <u>農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業</u> ⑥ <u>その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業</u></p> <p><u>これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、上士幌町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、農用地の集約化が図れるよう努めるものとする。</u> 以下各個別事業ごとに述べる。</p> <p>1 利用権設定等促進事業に関する事項 (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。 ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。 （ア）～（オ） <略> イ、ウ <略> ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用および収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（<u>農業生産法人にあっては、（ア）及び（ウ）に掲げる要件</u>）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。 ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、<u>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、法4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。</u></p>

改正案	現行
<p>④ 利用権の設定等を受けた後において<u>行う</u>耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、<u>農業協同組合連合会</u>その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号。以下「政令」という。）<u>第 5 条</u>で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。</p> <p>ア、イ <略></p> <p>ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（<u>農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからチまでに掲げる者に限る。</u>）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。</p> <p>⑥ <略></p> <p>(2) 利用権の設定等の内容</p> <p>利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準、当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払いの方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における委託者に帰属するの損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。</p> <p>(3) 開発を伴う場合の措置</p> <p>① 町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。</p> <p>② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。</p> <p>ア 当該開発事業計画の実施が確実であること。</p> <p>イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、<u>農地法に基づく農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。</u></p> <p>ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、<u>農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。</u></p> <p>(4) 農用地利用集積計画の策定時期</p> <p>① <略></p> <p>② 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間が経過する前に、<u>利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。</u>この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。</p> <p>(5) 要請及び申出</p> <p>① 農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）から農用地について利用権の設定を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。</p> <p>② 農用地利用改善団体又は農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。</p> <p><削除></p>	<p>④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、<u>農地利用集積円滑化団体</u>、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）<u>第 3 条</u>で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。</p> <p>ア、イ <略></p> <p>ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。</p> <p>⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。</p> <p>⑥ <略></p> <p>(2) 利用権の設定等の内容</p> <p>利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。</p> <p>(3) 開発を伴う場合の措置</p> <p>① 町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、<u>農地利用集積円滑化団体</u>及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。</p> <p>② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。</p> <p>ア 当該開発事業の実施が確実であること。</p> <p>イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。</p> <p>ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。</p> <p>(4) 農用地利用集積計画の策定時期</p> <p>① <略></p> <p>② 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画の定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。</p> <p>(5) 要請及び申出</p> <p>① 町農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、<u>上土幌町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。</u></p> <p>② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。</p> <p>③ 町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るた</p>

改正案	現行
<p>③ ②に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。</p> <p>(6) 農用地利用集積計画</p> <p>① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合、その計画内容が要請と一致するとき、農業委員会の決定を要しない。</p> <p>② 町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があったときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。</p> <p>③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。</p> <p>④ <略></p> <p>(7) 農用地利用集積計画の内容</p> <p>農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>なお、⑥のウの事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかを確認して定めるものとする。</p> <p>① <略></p> <p>② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>③ <略></p> <p>④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃並びにその支払いの相手方及び方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準並びに決済の相手方及び方法</p> <p>⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)並びにその支払い(持分の付与を含む。)の相手方及び方法</p> <p>⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当規定する者である場合には、次に掲げる事項</p> <p>ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件</p> <p>イ その者が、毎事業年度の終了後3月以内に、<u>農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2</u>で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農地の利用状況について<u>農業委員会に報告しなければならない旨</u></p> <p>ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項</p> <p>(ア)～(エ) <略></p> <p>(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力についての事項</p> <p>⑦ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項並びに①に規定する者の農業経営の状況</p> <p>(8) 同意</p> <p>① 町は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得ることとする。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意がらなければならないものとする。</p> <p>② 共有者不明の農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例</p>	<p><u>め、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。</u></p> <p>④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画を定めるところにより利用権の存続を申し出る場合は、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。</p> <p>(6) 農用地利用集積計画</p> <p>① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。</p> <p>② 町は、(5)の②及び③の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。</p> <p>③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、町は、農用地利用集積計画を定めることができる。</p> <p>④ <略></p> <p>(7) 農用地利用集積計画の内容</p> <p>農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>なお、⑥のウの事項については、町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。</p> <p>① <略></p> <p>② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の住所、地番、地目及び面積</p> <p>③ <略></p> <p>④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払い方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係</p> <p>⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。)その支払い(持分又は株式の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係</p> <p>⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合は、次に掲げる事項</p> <p>ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件</p> <p>イ その者が、毎事業年度の終了後3月以内に、<u>農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下、「規則」という。)</u>第1条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農地の利用状況について<u>同意市町村の長に報告しなければならない旨</u></p> <p>ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項(オ)については<u>必要に応じて定める)</u></p> <p>(ア)～(エ) <略></p> <p>(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め</p> <p>⑦ ①に規定する者の農業経営の状況</p> <p>(8) 同意</p> <p>町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。</p>

改正案	現行
<p><u>ア 町は、農用地利用集積計画を定める場合に、数人の共有に係る土地について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知できないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を要請し、農業委員会は不確知共有者の探索を行う。</u></p> <p><u>イ 農業委員会は、アの探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない場合、当該共有者不明農用地等について共有持分を有するものであって知れているものの全ての同意を得て、法第21条の3で掲げる事項を公示するものとする。</u></p> <p><u>ウ 公示の日から起算して6月以内に不確知共有者が異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。</u></p> <p>(9) 公告 町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる事項（⑦の農業経営の状況を除く）を町の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。</p> <p>(10) 公告の効果 町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。</p> <p>(11) <略></p> <p>(12) 農業委員会への報告 解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者、毎年、農用地の利用状況の報告を農業委員会に提出するものとする。</p> <p>(13) 紛争の処理 <略></p> <p>(14) 農用地利用集積計画の取消し等</p> <p>① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。</p> <p>ア、イ <略></p> <p>ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもが法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。</p> <p>② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうちその該当する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。</p> <p>ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p>イ <略></p> <p>③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を町の公報に掲載することその他所定の手段により公告する。</p> <p>④ <略></p> <p>⑤ 農業委員会は、(7)の⑥のアの条件に基づき賃借若しくは使用貸借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。</p> <p>(15) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方 農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が、農業者の意向や労働力、機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと、利用権設定等促進事業、その他必要な農地流動化対策を組み合わせるなど、効果的に促進するものとする。</p>	<p>(9) 公告 町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を町の掲示板への掲示により公告する。</p> <p>(10) 公告の効果 町は(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が決定され、(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。</p> <p>(11) <略></p> <p>(12) 農業委員会への報告 町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。</p> <p>(13) 紛争の処理 <略></p> <p>(14) 農用地利用集積計画の取消し等</p> <p>① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>ア、イ <略></p> <p>ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員等のいずれもが法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。</p> <p>② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。</p> <p>ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p>イ <略></p> <p>③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を町の掲示板への掲示により公告する。</p> <p>④ <略></p> <p>⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。</p>

改正案	現行
<p>また、<u>利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定を受けることを希望する者に対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するよう促すものとする。</u></p> <p><削除></p> <p>2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) <略></p> <p>(2) 区域の基準</p> <p>農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる<u>地縁的なまとまりのある地域とするものとする。ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。</u></p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>(2) の区域内において、<u>地域関係農業者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。</u></p> <p>(4) <略></p> <p>(5) 農用地利用規程の認定</p> <p>① <略></p> <p>② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。 ア～エ <略></p> <p>③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。</p> <p>④ <略></p> <p>(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定</p> <p>① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。</p> <p>② <略></p> <p>③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があつた場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。 ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する<u>区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。</u> イ <略></p> <p>④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。</p>	<p>2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 町は、町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによつて当該事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 町、農業委員会、農業協同組合は、<u>権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため、北海道農業公社に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。</u></p> <p>3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) <略></p> <p>(2) 区域の基準</p> <p>農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容</p> <p>農用地利用改善事業の<u>主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</u></p> <p>(4) <略></p> <p>(5) 農用地利用規程の認定</p> <p>① <略></p> <p>② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、<u>農林水産省令第24条第1項に基づき意見を聴いた後、</u>法第23条第1項の認定をする。 ア～エ <略></p> <p>③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の<u>掲示版への掲示により</u>公告する。</p> <p>④ <略></p> <p>(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定</p> <p>① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からの所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。</p> <p>② <略></p> <p>③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があつた場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。 ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する<u>地区内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。</u> イ <略></p> <p>④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規定」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、<u>法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。</u></p>

改正案

現行

(7) 農用地利用規程の特例

- ① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
 - イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
 - ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
 - エ その他農林水産省令で定める事項
- ③ 町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を町の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、町に意見書を提出することができる。
- ④ 町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、町は(5)の①の認定を行う。
- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の3分の2以上の同意が得られていること。
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。
- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号。以下「施行規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、農用地利用改善事業の実施状況に関し、町の求めに応じて必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。
- ③ 町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従

(7) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、町の認定を受けるものとする。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を町に届け出るものとする。
- ③ 町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規定で定めるところに従い、

改正案	現行
<p>い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。</p> <p>②、③ <略></p> <p><u>10) 農用地利用改善事業の指導、援助</u></p> <p>① 町は、<u>農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。</u></p> <p>② 町は、<u>農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。</u></p> <p><u>3 農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</u></p> <p>(1) <略></p> <p>(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等</p> <p>農業協同組合は、農業機械銀行(コントラクター事業)による農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、<u>その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。</u></p> <p><u>4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</u></p> <p>町は、<u>効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材育成に取り組む。</u></p> <p>このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、青色申告を基礎とした経理事務・経営の調査研修による農業経営の合理化の推進、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等の実施及び地域社会への積極的な参加体制の整備促進、家族経営協定の締結推進等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。</p> <p>また、酪農ヘルパー制度の充実を図り、休日の増加を図るなかで就労条件・環境の整備を進め、人材の育成・確保を推進する。</p> <p><u>5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項</u></p> <p>第1の<u>4</u>に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターとして定めた町及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。</p> <p>(1) <略></p> <p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組</p> <p>①～③ <略></p> <p>④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導</p> <p>青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、<u>農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。</u>さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</p> <p>(3) 関係機関等の役割分担</p> <p>就農に向けた情報提供及び就農相談については<u>担い手育成センター</u>、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、JA組織、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。</p> <p><u>6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</u></p> <p>(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携</p> <p>町は、1から<u>5</u>までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、関連施策との連携に配慮</p>	<p>農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。</p> <p>②、③ <略></p> <p><u>(9) 農用地利用改善事業の指導、援助</u></p> <p>① 町は、<u>認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。</u></p> <p>② 町は、<u>(5)の①に規定する団体又は当該団体になるうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、上士幌町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの関係機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。</u></p> <p><u>4 農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項</u></p> <p>(1) <略></p> <p>(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等</p> <p>農業協同組合は、農業機械銀行(コントラクター事業)による農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、<u>農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項</u></p> <p>町は、<u>効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材育成の取り組みを実施する。</u></p> <p>このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、青色申告を基礎とした経理事務・経営の調査研修による農業経営の合理化の推進、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等の実施及び地域社会への積極的な参加体制の整備促進、家族経営協定の締結推進等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。</p> <p>また、酪農ヘルパー制度の充実を図り、休日の増加を図るなかで就労条件・環境の整備を進め、人材の育成・確保を推進する。</p> <p><u>6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項</u></p> <p>第1の<u>5</u>(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターとして定めた町及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。</p> <p>(1) <略></p> <p>(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組</p> <p>①～③ <略></p> <p>④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導</p> <p>青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、<u>青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。</u>さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。</p> <p>(3) 関係機関等の役割分担</p> <p>就農に向けた情報提供及び就農相談については<u>青年農業者等育成センター</u>、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、JA組織、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。</p> <p><u>7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項</u></p> <p>(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携</p> <p><u>上士幌町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策と</u></p>

改正案	現行
<p>するものとする。 <削除></p> <p>(2) 推進体制等 町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確にし、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。</p> <p>(3) 農業委員会等の協力 農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、上土幌町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。</p> <p><削除></p>	<p>の連携に配慮するものとする。 ア <u>上土幌中央地区道営農地整備事業[畑地帯担い手育成型]（平成26年度～平成30年度）、上土幌川西地区道営農地整備事業[畑地帯担い手育成型]（平成27年度～平成31年度）、上土幌2地区道営草地畜産基盤整備事業（平成27年度～平成32年度）、東部居辺地区道営農地整備事業[畑地帯担い手育成型]（平成29年度～平成36年度）の導入による農業基盤整備事業を通して効率的かつ安定的な農業経営を目指す条件整備を図る。</u> イ <u>農畜産物の流通施設整備及び農村の活性化を図るための事業を導入し、農村の健全な発展と望ましい農業経営の育成に努めるとともに、地域畜産の生産性の向上と活性化及び組織的共同活動を通じた低コスト生産等を促進し、効率的かつ安定的な畜産経営の育成に努める。</u> ウ <u>農地の集団化を図り、効率的かつ安定的な農業経営ができるよう努めるものとする。</u> エ <u>町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。</u></p> <p>(2) 推進体制等 町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、<u>農地利用集積円滑化団体</u>、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確にし、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。</p> <p>(3) 農業委員会等の協力 農業委員会、農業協同組合及び<u>農地利用集積円滑化団体</u>は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、上土幌町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮する。</p> <p><u>第6 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項</u></p> <p><u>1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項</u> <u>上土幌町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、今後、担い手のさらなる大規模化や今後10年で高齢化による離農がさらに進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。</u> <u>このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。</u> <u>農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。</u></p> <p><u>2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準</u> ① <u>上土幌町における農地利用集積円滑化事業は、町全域を対象として行うことを基本とする。</u> ② <u>町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。</u> ③ <u>複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないよう、町が事業実施地域の調整を行うこととする。</u></p> <p><u>3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項</u> <u>(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容</u></p>

改正案	現行
	<p>農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>① 事業実施の基本方針に関すること ② 事業実施地域に関すること ③ 事業対象農用地に関すること ④ 事業実施に当たっての調整等に関すること ⑤ 事業実施計画に関すること ⑥ 農地所有者代理事業に関すること ⑦ 農地売買等事業に関すること ⑧ 研修等事業に関すること ⑨ その他の事業に関すること</p> <p>(2) 公益財団法人北海道農業公社との連携の考え方</p> <p>農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人北海道農業公社との役割分担を明確にし、連携して、農地利用集積円滑化事業を実施する。</p> <p>(3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認</p> <p>① 法第4条第3項各号に掲げる者（町を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、町から承認を受けるものとする。</p> <p>② 町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。</p> <p>ア 基本構想に適合するものであること イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。 ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。 エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。 (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。 (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。 (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。 オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。 カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。 キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。</p> <p>③ 町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。</p> <p>④ 町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の公報への記載により公告する。</p> <p>⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。</p> <p>⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。</p> <p>(4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等</p>

改正案	現行
	<p>① 町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。</p> <p>② 町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</p> <p>③ 町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。</p> <p>ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人)でなくなったとき。</p> <p>イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。</p> <p>④ 町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を町の公報への記載により公告する。</p> <p>(5) 町による農地利用集積円滑化事業規程の策定</p> <p>① 町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。</p> <p>② 町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。</p> <p>③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>④ 町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。</p> <p>⑤ 町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を町の公報への記載により公告する。</p> <p>⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。</p> <p>(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方 農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。</p> <p>(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方</p> <p>① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。</p> <p>② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱参考様式5に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。</p> <p>③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。</p> <p>イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。</p> <p>ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。</p> <p>④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。</p> <p>⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。 この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。</p> <p>(8) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準</p> <p>① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に</p>

改正案	現行
<p>第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項 1、2 <略></p> <p>第7 その他 <略></p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成7年1月31日から施行する。 1. この基本構想は、平成13年9月27日から施行する。 1. この基本構想は、平成18年6月23日から施行する。 1. この基本構想は、平成22年4月22日から施行する。 1. この基本構想は、平成24年6月11日から施行する。 1. この基本構想は、平成25年11月19日から施行する。 1. この基本構想は、平成26年9月2日から施行する。 1. この基本構想は、平成29年2月24日から施行する。 1. この基本構想は、令和4年 月 日から施行する。</p> <p>別紙1（第5の1（1）⑥関係）</p> <p><u>1</u> 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</p> <p>（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、<u>利用権の設定等を受ける場合に限る。</u>）</p> <p><u>（2）農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人（当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）</u></p> <p><u>（3）独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第6条第1項第2</u></p>	<p>係る取引価格等を参考に定めるものとする。 <u>② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。</u></p> <p><u>（9）研修等事業の実施に当たっての留意事項</u></p> <p><u>① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。</u></p> <p><u>③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるように努めるものとする。</u></p> <p><u>（10）他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項</u> <u>農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。</u></p> <p>第7 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項 1、2 <略></p> <p>第8 その他 <略></p> <p>附 則 1. この基本構想は、平成7年1月31日から施行する。 1. この基本構想は、平成13年9月27日から施行する。 1. この基本構想は、平成18年6月23日から施行する。 1. この基本構想は、平成22年4月22日から施行する。 1. この基本構想は、平成24年6月11日から施行する。 1. この基本構想は、平成25年11月19日から施行する。 1. この基本構想は、平成26年9月2日から施行する。 1. この基本構想は、平成29年2月24日から施行する。</p> <p>別紙1（第5の1（1）⑥関係）</p> <p>次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</p> <p><u>（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）</u></p>

改正案	現行
<p>号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る)</p> <p>(4) 農地法施行令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人(対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る)</p> <p>○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)</p> <p>・・・第5の1の(1)のアの(ア)(法第18条第3項第2号イ)に掲げる事項</p> <p>(イ) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地</p> <p>・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること</p> <p>(ウ) 農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。)</p> <p>・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。</p> <p><削除></p> <p>2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</p> <p>(1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)</p> <p>(2) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。)</p> <p>(3) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項第2号に掲げる事業を行う農事組合法人(対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)</p> <p>(4) 森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行う生産森林組合(対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)</p> <p>○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地</p> <p>・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること</p> <p>(イ) 対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。)</p>	<p>○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため、利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項</p> <p>○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。</p> <p>(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)</p> <p>○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。</p> <p>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。</p> <p>(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号若しくは第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)</p> <p>○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合</p> <p>・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。</p>

改正案	現行
<p><u>・・・その土地を効率的に利用することができること</u></p> <p>3 <u>次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）</u></p> <p>(2) <u>農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）</u></p> <p>○ <u>対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において（1）から（2）に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。</u></p> <p>(ア) <u>対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）</u></p> <p><u>・・・その土地を効率的に利用することができること</u></p>	

改正案

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地等（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間 <u>その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間</u> ）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から3年とすることが相当でない <u>と認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</u> 2 存続期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に準じて算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもの <u>で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</u> この場合において、その金銭以外の <u>もので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」</u> （平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外の <u>もので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等</u> を履行するものとする。 4 賃借料の一括前払いを行う場合の借賃については、1にかかわらず賃貸借当事者間の協議した方法により支払うことができる。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額 <u>その他有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</u> 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が、当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当該者の双方の申出に基づき町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。

現行

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地等（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1 存続期間3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる一定の期間）とする。ただし、 <u>利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から3年とすることが相当でない</u> と認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2 存続期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に <u>批准</u> して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外の <u>もので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から5までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</u> この場合において、その金銭以外の <u>もので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」</u> （平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外の <u>もので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等</u> を履行するものとする。 4 賃借料の一括前払いを行う場合の借賃については、1にかかわらず賃貸借当事者間の協議した方法により支払うことができる。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額 <u>その他有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使がある場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</u> 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が、当該利用権に係る農用地を返還する場合において <u>は、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当該者の双方の申出に基づき町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</u>

改正案				現行			
II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合				II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合			
①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還	①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地をすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。	Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地をすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。
III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合 <略>				III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合 <略>			
IV 所有権の移転を受ける場合				IV 農用地（開発して農用地等とすることが適当な土地を含む）として所有権の移転を受ける場合			
①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期		①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期	
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍の類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。		土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍の類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に批准して算定される額を基準とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転する。ただし、農用地利用集積計画に定めた対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。	